

関西労働者安全センター 職業病

関西労働者安全センター

2016. 9.10発行〈通巻第470号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201

TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp

ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- アスベスト国賠訴訟
神戸・鹿児島で和解が成立 2
- 安全のきいわあど その6:梯子 5
- 連続講座「そんなん無理」って誰が決めた？
見逃される通勤災害 第1回 6
- 連載 それぞれのアスベスト禍 その64 古川和子 9
- どうしていますか？定期健康診断の検査項目 12
- 韓国からのニュース 14
- 前線から 17

勝村さんアスベスト国賠訴訟 第一回弁論で意見陳述 奈良/エターニト
経営者への再裁判は可能と判断 跡地にEterNOT公園 イタリア

アスベスト国賠訴訟 神戸・鹿児島で和解が成立

ひょうご労働安全衛生センター

2014年10月の大阪泉南アスベスト国賠訴訟の最高裁判決を受け、国は一定の要件を満たす被害者・遺族に対して、訴訟手続きの中で和解により解決することを表明している。そのため国に賠償を求める訴訟が全国で行われている。

今回、神戸地裁と鹿児島地裁において、2件のアスベスト国賠訴訟（本誌2016年2月号参照）の和解が成立したので報告する。

兵庫県内初の和解成立

昨年11月27日に神戸地裁に提訴した2件のうち、びまん性胸膜肥厚と診断され治療中のAさん（淡路市・83歳）の訴訟は、7月13日に和解が成立した。

Aさんは、1962年～67年までの期間、神戸市の河原石綿工業所に勤務した。作業場内において石綿布団の製造作業に従事し、大量の石綿粉じんにはばく露、2012年4月に労災と認定された。

提訴後国は、「石綿布団製造の作業工程

はどのようなもので、同人が従事した作業はどの工程か。その作業内容は具体的にどのようなものであったか。上記作業においてどのような機械（形状、大きさを含む）を使用したか」「作業工程においてどの程度の石綿粉じんが発生しており、当該工程の作業が行われた場所と、原告が従事した工程の作業が行われた場所との位置関係はいかなるものであったか」等々について、原告に釈明を求めてきた。

そのためAさんは、当時の作業場所や工程などを陳述書にまとめ提出。7月11日に国から和解の申し出があり、13日の期日において和解が成立した。Aさんは弁護団を通じて、「今回の和解成立が、石綿の健康被害にあった方々が救われるきっかけになればと思います。」とコメントした。

和解のハードルを高くする 国の求釈明

神戸地裁で係争中の山村悦三さんの事案は、1960年～1966年まで西宮市の山口

鉄工所に勤務し、クボタから請け負った石綿管の加工作業や取引先である菱産スレート工場（西宮市）内でモーターの点検・修理作業に従事し、2013年に悪性胸膜中皮腫と診断され、翌年73歳で亡くなられたケースである。

提訴後国は、「菱産スレートで使用されていたモーターの形状・大きさ、その作業内容は具体的にどのようなものであったか。」「どの程度の石綿粉じんが発生していたのか。」「工場内のどの場所におけるどのような作業からどの程度の石綿粉じんが発生しており、その作業が行われていた場所と（被災者）が作業をしていた場所との位置関係はいかなるものであったか。」等々について原告に釈明を求めている。労災申請の際に労基署が本人から聞き取りを行った録取書や、生前に作成した陳述書を書証として提出しているが、それでは不十分だというのである。原告が遺族の場合、形状・大きさ・量・位置などは答えようがない。国が周知のために作成したポスターやチラシに書かれた和解要件には、石綿ばく露状況が要件であるとは一切触れられていない。裁判を提起したとたん次々とハードルが設けられていく様は、100m競争のスタートを切ったのに走り始めてみたらいつの間にか100mハードル競争へとルールが変えられていたようなものである。このような国の対応を見ると、泉南アスベスト国賠訴訟の最高裁判決後に、厚生労働大臣が被害者

の皆さんに謝罪を行ったが、単なる形式だけだったのではないかと思いたくなる。

鹿児島でも和解

昨年12月4日に鹿児島地裁に提訴した前村一巳さんの案件も、7月20日の期日において和解が成立した。

被害者の前村さんは、出稼ぎで大阪府茨木市のカナエ石綿工業で働き、石綿とガラス繊維を混合させたものを型に入れてプレス機械で成型する作業に従事した。2002年に悪性胸膜中皮腫と診断され、06年に茨木労働基準監督署から業務上災害の決定を受け、07年に76歳で亡くなられたケースである。

国は前村さんの場合にも、「作業は工場のどの場所で行われていたか（工場の見取図等を作成の上、これに基づいて説明されたい。）」（被災者が）製造に従事していた製品の作業工程。」「（被災者から）どの程度離れたどの場所において、どのような作業から、どの程度、石綿粉じんが発生して



会見する前村さんの息子さん（中央）と弁護団

いたのか。」等々について明らかにするよう求めてきた。

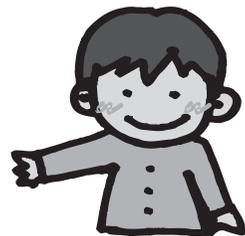
前村さんの場合、地域の人に出稼ぎを勧めるまとも役でもあったため、カナエ石綿と一緒に出稼ぎに行った同僚2名から当時の話を聞くことができ、その内容を陳述書として提出することができた。同僚の協力を得ることができるのは稀である。それでも国は、同僚2名がカナエ石綿で働いていたことを明らかにする資料を示せと更に求めてきたのであった。二人の陳述書は嘘かもしれないから信じられないということである。

鹿兒島からの出稼ぎの労働者は、地元の農閑期の数ヶ月を利用し、現金収入を得るため働きに行ったのである。雇用期間が数ヶ月間の場合、事業主は公的年金に加入する義務はない。ところが、年金の加入履歴と入手してみると、カナエ石綿の数ヶ月の年金加入履歴が見つかったのであった。こうしたことも稀である。

全ての被害対象者への補償を

今回、2件の国賠訴訟が和解した。しかし和解までの過程における国の求釈明は、被害者とその家族の心に刺さったトゲを逆なでし続けた。

アスベスト国賠の原告となりうる対象者は、少なくとも全国で1000名を超えると推測されるが、これまでに裁判所に提起した被害者は僅か78名である。国は、周知活動を強めると共に、提訴後は速やかに和解するよう対応を見直すべきである。(ひょうご労働安全衛生センター機関誌より転載)



灰かな希望

アスベストに冒された中皮腫患者の闘病記

橋本貞章 著

「術後3年生存率20%」と宣告されたアスベストに冒された中皮腫患者の小説形式の闘病記。死と向き合う克明な記録は、関係者への共感を誘う道標ともなる。一

かがわ出版

<http://www.kamogawa.co.jp/kensaku/syoseki/ha/0828.html>

本体 1700円 + 税

安全の きいわあと

その6：梯子（はしご）

自宅にはしごを備えているという人は多いだろう。物置に荷物を積んだり、高いところのちょっとした不具合を直すなどというときに、梯子は欠かせない道具だ。しかし、この道具、安全対策をしっかりとしていないと重大災害につながる。これは職場でも家庭でも同じことで、ポイントを押さえておくだけで相当違う。

労働安全衛生規則にどう書いてあるかという、まず「墜落による危険の防止」についての条文のなかで次のように規制している。

（移動はしご）

第527条 事業者は、移動はしごについては、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 一 丈夫な構造とすること。
- 二 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。
- 三 幅は、30センチメートル以上とすること。
- 四 すべり止め装置の取付けその他転位を防止するために必要な措置を講ずること。

はしごの条件は、丈夫で材料に損傷、腐食がなく、幅は30cm以上で転位防止の措置が講じてあることという、構造上の規制が定められているわけだ。

そして使い方についてふれているのはどこかということ、もう少しあとの「通路等」の条文のところに次の条文がある。



（はしご道）

第556条 事業者は、はしご道については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 一 丈夫な構造とすること。
- 二 踏さんを等間隔に設けること。
- 三 踏さんと壁との間に適当な間隔を保たせること。
- 四 はしごの転位防止のための措置を講ずること。
- 五 はしごの上端を床から60センチメートル以上突出させること。
- 六 坑内はしご道でその長さが10メートル以上のものは、5メートル以内ごとに踏だなを設けること。
- 七 坑内はしご道のこう配は、80度以内とすること。

2 前項第五号から第七号までの規定は、潜函内等のはしご道については、適用しない。

こちらの条文では数字が出てくる。この中でもっとも大切な数字は何かということ、はしごのこう配だろう。「坑内はしご」と限定した規制だが80度以内と規定している。移動はしごを立て掛ける角度は、一般に75度前後が安定するとされ、市販のはしごには角度が図で表示されるラベルが貼られていたりする。もしラベルがなくても、立て掛けの対象物からの距離対高さの比が1:4を目安にすればよい。

もちろんはしごへ上って作業をするときは、二人作業で、もう一人が支えるというのが原則だが、望ましい角度の原則は確認すべきだろう。

《連続講座》

「そんな無理」って誰が決めた？

見逃される通勤災害

第1回 帰宅途中の飲酒

2016年7月8日、最高裁判所で、ある労災事件に関する判断が示された。被災者は、一度は断った会社の歓送迎会に、重ねて上司から出席要請を受け、仕事を一時中断して会場に向かった。会では飲酒をせず、再び仕事に戻る途中に交通事故で死亡している。最高裁は、被災者が歓送迎会に参加しないわけにはいかない状況で、その後、残業に戻ることを余儀なくされた、と指摘、歓送迎会が会社の活動に密接に関連したものであるため、業務上と認めた。

このケースは個別の業務上認定をめぐる判断であって、会社の歓送迎会というものがおしなべて仕事の一環であると、粹な判断を最高裁が下したわけではない。この事件の背景は、①上司からどうしても会に出席してほしいと再三頼まれ、翌日期限の仕事があるなら会のあと手伝う、とまで言われたことから、被災者は出席せざるを得ない状況におかれた、②会そのものが上司の企画によるもので、詳しいことはともかく会社の事業に密接に関連していた、③当初から会社が車で送迎する予定の同僚を、被災者が送ってあげた、という点から、被災者が事故当時会社の支配下に置かれていた、と判断されたのである。しこたま飲ん

であとは帰って寝るだけ、という事案とはまったく異なる。

この事件について、「酒を飲もうと遊んでいようと、いずれにせよその後会社にいくのだから、通勤災害じゃないか」と思う人もいるかもしれない。しかし通勤災害として認められるためには通勤途上の災害である必要があり、「職場に行く」という行為そのものが何でも通勤として認められるわけではない。労働者災害補償保険法上の通勤とは、(1)住居と就業の場所との間の往復、(2)厚生労働省で定める就業の場所から他の就業の場所への移動(複数の仕事を持っている人で最初の仕事を終えてから次の仕事に向かうことが「通勤」)(3)(1)に掲げる往復に先行し、または後続する移動(単身赴任者が家族の元に帰ったり赴任先に戻ったりする移動が「通勤」)の3形態で、居酒屋から職場への移動はこのどれにも当てはまらないため通勤にはならない。

このように本件自体は業務上外についての判例であるが、「どこかで一杯やってから帰る」というのはよくある話である。どのような場合に、寄り道をしても通勤災害として認められうるか、考えてみよう。

逸脱と中断

鉄道で帰宅すると、夜が更けるほど酔客が多い。その中には足元が危なっかしい人もいて、階段で転ぶ人やどこかにぶつかる人もいる。これら酔客は確かに家に帰る途中だが、それは必ずしも通勤にはならない。先に述べた「通勤」の3形態には、さらに「就業に関し」という一言が付く。この5文字が増えることで、「業務に就くために職場に行く」、そして「業務を終えて住居に帰る」と、移動の前後の活動を就業に限定する。「業務を終えて、食事をしてから、住居に帰る」場合は行為が一つ増えてしまい、限定されている通勤の範囲を超えてしまう。

労災保険法は、「往復の経路を逸脱し、または往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の往復は、通勤としない（途中、適当に略）」と言っている。この条文上に見られる「逸脱」とは、通勤の途中において就業または通勤とは関係のない目的で合理的な経路をそれることをいい、「中断」は、通勤の経路上において通勤とは関係のない行為を行うことを指すが、要は、移動以外の行為を行った途端、その行為自身もその後の通勤も、労災保険法上の通勤ではなくなってしまう。もはや一杯やるどころではなく、とにかく真っすぐ帰ることが求められている。さらに法律上はその往復について「合理的な経路および方法で」と通勤方法まで限定しているため、雰囲気だけでも味わおうと途中下車を

して繁華街をぶらぶら歩くことも許されなくなってしまう。

ここまでが条文を読んだ限りの解釈であるが、行政の発行する解説を読むと、「労働者が通勤の途中において、経路の近くにある公衆便所を使用する場合、帰途に経路の近くにある公園で短時間休憩をする場合や、経路上の店でタバコ、雑誌等を購入する場合、駅構内でジュースの立飲みをする場合、経路上の店で湯をいやすため極く短時間、お茶、ビール等を飲む場合…（中略）のように労働者が通常通勤の途中で行うような些細な行為を行う場合には、逸脱、中断として取り扱わないこととなる」と書かれている。ここに至ってようやくビールを飲んで帰っても通勤災害として認められる可能性が出てきたが、並列されている他の例、例えば通勤途中のトイレや売店での購買はそんなに時間を要するものではない。これらを基準に「極く短時間」と言われると、混んだ店に立ち寄ってしまった場合、ビールが出てくる前に退散しなくてはならなくなってしまうのではないだろうか。

それでは困るので、先に何が逸脱・中断にあたるのか調べてみよう。解説に具体例として挙げられているのは「通勤の途中で麻雀を行う場合、映画館に入る場合、バー、



キャバレー等で飲酒する場合、デートのため長時間にわたってベンチで話しこんだり、経路からはずれる場合」と書かれている。ここから類推すると、単に時間だけの問題ではなく退勤後に確たる目的をもって雀荘、映画館、飲食店など次の目的地に向かう場合に逸脱・中断として判断されるのではないだろうか。

帰宅途中で喉の渇きを覚えて「ちょっと寄っていくか」という程度であれば、些細な行為として扱われる。最近の大阪市内の各駅はこの点よくできており、駅構内でも立飲処が見られるようになった。真つすぐ

帰宅するつもりで事業場を退勤して、駅構内に立飲処を発見するとする。「喉も乾いたし少し寄って行こう」と暖簾をくぐるのであれば、ある程度の時間が「極く短時間」として認められうるだろう。



惨事ストレス — 救援者の“心のケア”

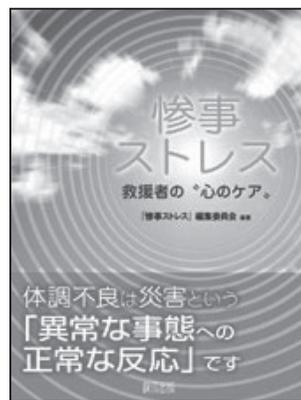
阪神・淡路大震災で初めて問題になった「惨事ストレス」は東日本大震災で深刻化しています。消防士・警察官、自衛隊員、自治体職員、教職員、ボランティアなどの救援者が、被災地の悲惨な現実を目の当たりにし、さらに先が見えない復興活動のなかで心身が疲弊し、体調を崩して心の病に陥り、自殺者まで出ています。

本書は、この救援者の「惨事ストレス」の現状を捉えなおしながら、心のケアを考えます。
(2014.12)

『惨事ストレス』編集委員会〔編著〕 緑風出版

四六版並製／216頁／2000円

<http://www.ryokufu.com/isbn978-4-8461-1421-3n.html>



体調不良は災害という
「異常な事態への
正常な反応」です

全国労働安全衛生センター連絡会議（略称：全国安全センター）は、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月2日に設立されました。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労働災害・職業病等の被災者やその家族からの相談に対応、③安全健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場に立った調査・研究・提言、⑥関係諸分野の専門家等のネットワーキング、⑦草の根国際交流の促進、などさまざまな取り組みを行っています。いつでもお気軽に度相談、お問い合わせください。

「労災職業病なんでも相談専用のフリーダイヤル：0120-631202」は、全国どこからでも無料で、最寄りの地域センターにつながります。

「情報公開推進局ウェブサイト：<http://www.joshrc.org/~open/>」では、ここでしか見られない情報を掲載しているほか、情報公開の取り組みのサポートも行っています。

●購読会費（年間購読料）：10,000円 ●一部：800円

●お申し込み：全国労働安全衛生センター連絡会議

Tel:03-3636-3882 Fax:03-3636-3881 URL: <http://joshrc.info/>

安全
センター
情報

連載 それぞれのアスベスト禍 その64

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会

古川和子

家族営業救う道は

S子さんから電話があったのは、2015年7月のある日だった。彼女の電話のほとんどは「父が中皮腫の肉腫型になりました。肉腫型は数か月しか生きられないと聞きました。いつ、どの様な最期を向かえるのですか？」という質問だった。S子さんの切迫した声で何度も電話がかかってきたが、電話の向こうにはいつも生後間もない赤ちゃんの泣き声が聞こえていた。子供の泣き声に気を使いながら電話してくる彼女の悲愴感が伝わって、S子さんの家庭で起こっている事態が手に取るようにわかった。病気の質問ばかりしていたS子さんに救済法や労災のことを尋ねたが「父は絶対に労災にはなりません」の一点張りだった。S子さんの父親は、祖父の代からの鉄工所を引き継ぐ自営業者だった。「働いたことが無いので労災にはなりません」と、父親から言われた言葉を繰り返すばかりの状態です。「一度だけ、お会いさせてください」という私の言葉も空しく響くだけだった。

何回か電話のやりとりがあったが、次第に遠のいてゆき、数か月たったある時「いよいよ父の具合が悪くなりました。病院から見放されて自宅療養しています。肉腫型はどのような最期を迎えるのですか。い

つまでこの状態が続くのですか」と電話が入ってきた。私は「またそんなこと言っている…」と思いながら「肉腫型だから、上皮型だから、という方程式はありません」と以前と同じような返答を繰り返した。最近ではインターネットの情報が豊富になり、中皮腫を発症した瞬間から、あらゆる医療知識が提供されるようになっている。だからS子さんのように「肉腫型は短命で、数か月しか生存できなくて」という極端な方程式が出来上がっているのだ。しかし、ネット情報が豊富であっても、リアル情報も適度に入手していればこのような極限の状態には陥らなかったと思う。私はついに「だから言ってるじゃないですか。肉腫だっですぐ死にませんよ。お父さんが何を望んでいるのかということを第一に考えて下さい」ときつく言ってしまった。

私がS子さんの父M夫さんに会えたのは、最初の電話から10か経過した2016年5月17日だった。M夫さんはとても衰弱し、脚もパンパンにむくんでいた。それでも「病院よりも家族のもとにいたい」と自宅で療養していた。こんな状態だが呼吸困難は軽度で、在宅酸素を設置しているが使用しなくて済んでいた。一時間余り話しているうちにM夫さんは「労災の可能性があれば」と積極的に話に応じてくれ

るようになった。私も古い資料を検討した結果、可能性ありと判断した。

問題になったのは「同居親族の労働者性」である。M夫さんは高校卒業後からずっと父親の経営するT鉄工所で働いていた。T鉄工所では鉄を溶断、溶接して鉄骨を作り、現場に行って組み立てる作業を行っていた。父親が社長で、母親が事務を担当し、姉も溶接して働いていた。家族以外の従業員はNさん1名だったが、製品取り付けで現場に行くときは職人を数人手配していた。さらにM夫さんは、現場では天井の石綿スレート屋根の切断も行っていた。

アスベストセンターの斎藤洋太郎さんに相談すると、2010年1月23日付けの「同居親族の労災認定」という新聞記事コピーを送ってくれた。この記事は甲府地裁で「同居親族は労働基準法上の労働者にあたる」という判決がだされたときのものだった。「一人でも同居でない常勤者がいれば労働基準法に適用される」との解釈だ。

急ぎ、書類を整えて所轄の監督署に休業補償請求書を提出した。「時間が無い。急いで！」との切実な訴えに監督署は早期に聞き取り訪問を行ってくれた。

今回のキーポイントはNさんだった。Nさんは17歳ごろから10年間、T鉄工所で勤務していた。20数年前から音信の途絶えていたNさんを探して、S子さんと母親は頑張った。やっと辿り宛てた居住先に私も同行して当時の状況を語ってもらい、監督署に提出した。

生きていうちに朗報を…と願っていたが、8月14日の朝、M夫さんは家族の見

守る中で静かに息を引き取った。中皮腫を発症して、約一年半の闘いだった。

M夫さんは、父親の鉄工所勤務時代から将来は自分が後を継ぐことを考えて懸命に働き事業の拡大に励んできた。妻と結婚が決まったときは、自分の力で立派な家も建てた。その時に手伝ってくれたのが元同僚のNさんだったという。

2人の娘に恵まれ、妻が教師の職を定年退職して、ゆとりのある老後に向かえるはずだった。突然の病魔はM夫さんが生きてきた人生を根こそぎ、ひっくり返してしまった。「自分は家族のお荷物だ」と自身を責める日々が続いた。「もう2、3ヶ月しか生きられない」が口癖ようになっていた。そのような時の私の訪問で、M夫さんに生きる目標ができた。「自分が死んだ後も、家族の為にしてやれることがある」と労災遺族年金の説明を受けて号泣した。

「ひとりで、死ぬことばかりを考えていたが、自分たち患者の為に治療研究してくれている先生方がいると解って嬉しい。見放されていないのだとわかった」と言い、また「このような患者と家族の会があるなんて」と感極まって、私が訪問するたびに涙していた。

「『労災認定になるまで死ぬものか』とベッドの枕元に貼り紙をしていました」と妻から聞いた時、私は申しわけなさと胸がいっぱいになった。

なぜもっと早くに訪問しなかったのか、悔やまれて仕方ない。S子さんの語るネット情報に、正直うんざりしていたのは事実

だが、なぜもっと誠意をもって接することが出来なかったのか反省している。

労災認定作業は順調に進んでいるよう

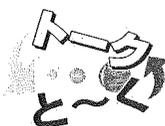
だ。一日も早く「認定通知」がM夫さんの仏前に届けられることを祈っている。

2010.1.23

(第3種労働物認可)

同居親族の労災認定

家族営業救う道開く



電気や水道工事、大工さん、畳屋さんなど子弟が親から作業を教わりながら営業する例は多く、事故や病気の際の心配はつきません。今回の判決は、こうした人たちの救済策に少なからず影響を与えると思います。

父親と一緒に働いていた男性の労災認定をめぐる「同居の親族は労働基準法上の労働者にあたる」とする判決（12日甲府地裁）が出されました。家族営業の多い中小業者などから注目された判決の意義を原告代理人・関本立美弁護士に聞きました。

（山梨県・志村清）

原告代理人 関本 立美弁護士



原告男性（30）は、父親が経営する左官業（北杜市高根町）で両親と同居し、実兄（通勤）や若干名のアルバイトと一緒に働いていた左官工です。2006年9月に作業中の転落事故で腰椎（よまつ）

曲解した通達

労働基準法には適用

い）粉砕骨折の重傷を負い、95日間入院しました。甲府労基署に療養給付と休業給付の支給を求めましたが、同署は不支給を決定。上級の労働保険審査会なども再審査請求を「棄却」しました。

裁判は昨年2月に提訴され、「同居の親族の労働者性（労働者といえるか）」が争われました。

国は甲府地裁判決に従え

除外規定（第116条2項）があります。労基署や国（被告）はそれを曲解した労働者運達（1977年）の「同居の親族は事業主と同居及び生計を一にするもので、原則として労基法上の労働者には該当しない」を盾に労働者性を否定しました。

控訴しないで

判決は労働者保護に逆行する国の「逆連」を「違法」とまでは表現していませんが実質的に否定しました。労基法、労災保険法の正しい解釈を示した意義ある判決です。労働者性について「使用の従属性」を争った裁判は多いのですが、「同居の親族」についての判例は珍しいのではないのでしょうか。国は控訴せずに判決に従い、「逆連」の見直しをすべきだと思います。

また、使用者のもとで労務を提供していたか（使用従属性）、報酬

労基法第116条2項族のみを使用する事業及び家事使用人については、適用しない。

しんぶん赤旗 2010年1月23日

どうしていますか？ 定期健康診断の検査項目

厚生労働省が定期健診のあり方検討会

いま、職場の定期健康診断はどんな項目で実施されているか知っているだろうか。労働安全衛生法で定期健康診断を実施することは、事業主に義務付けられ（労働安全衛生法第66条第1項）、労働者も受診することを義務づけられている（同第66条第5項）。しかしどういう項目の検査が必須なのかということは、案外、他人任せになっているのではないだろうか。

そもそも健診と聞けば「できれば受けたくない」という人もいれば、何でもかんでも検査項目が多ければ安心だと思っている人がいたりもする。

あらためて法定の検査項目をみると次のようになっている。

第44条第1項 事業者は、常時使用する労働者に対し、一年以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 一 既往歴及び業務歴の調査
- 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- 四 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- 五 血圧の測定

- 六 貧血検査
- 七 肝機能検査
- 八 血中脂質検査
- 九 血糖検査
- 十 尿検査
- 十一 心電図検査

そして次の第2項で、このうちの三、四、六～九、十一については、「厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。」としている。つまり、必ず全員に行うのは「既往歴及び業務歴の調査」、「自覚症状及び他覚症状の有無」、血圧の測定、尿検査の4つということになる。

他は、基準がそれぞれ定められているわけだ。たとえば、胸部エックス線検査は、かつては一律に全員年に一度は撮影することにしてきた。（今でもかなりの人はレントゲン撮影が定期健診で必須だと思い込んでいる人も少なくない。）

**胸部エックス線検査の一律実施は
2006年に廃止したが**

しかし、2006年に「労働安全衛生法に

おける胸部エックス線検査等のあり方検討会」の報告書がまとめられ、年齢の要件を中心に、一定の条件に該当する人だけに実施することとされた。撮影技術の進歩で被ばく線量がかつてに比べて低くなったとはいえ、集団線量による発がん影響は否定できないということと、検査による呼吸器疾患等のスクリーニングの効果が比較検討され、限定された。

具体的には、40歳未満では、20歳、25歳、30歳、35歳以外で学校、病院等で業務に従事する者やじん肺法上の粉じん作業等に該当する労働者以外は省略できることとなっている。

ただ現実には、職場によっては40歳未満の労働者についても一律に行っているところも少なくないようだ。

血液検査項目については、採血さえすれば、検査業者にとって検査データをとることは機械的に対応できることなので、いまは労働安全衛生規則上の項目以外の情報まで帰ってくることも少なくない。こうなると、検査データの管理権限は、事業者が持

つという労働安全衛生法上の規定についてもちゃんと整理しておく必要もあろう。

注目される検討会の議論

このような中、今年2月より厚生労働省に「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」が設置され、9月までに5回の検討会が開催されている。

要綱によると、労働者の高齢化の進展、ストレスチェック制度の創設、脳・心臓疾患による労災支給決定件数が高水準にあること、などの状況に的確に対応することが必要で、医療技術の進展や科学的知見の蓄積にも対応したものにするなどの観点から健康診断の項目の設定などあり方を検討するというものだ。

現在の議論の進行は、検査項目ごとの妥当性等について順次議論が進められているところだが、年内をめどに報告書がとりまとめられる予定とされている。

今後の検討状況が注目されるところだ。



パワハラにあったとき どうすればいいかわかる本

いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター (IMC)
+ 磯村大 (精神科医) 著

今、職場のいじめ、パワハラが増えています。
2013年度の労働局に寄せられた労働相談の内訳では、「いじめ・いやがらせ」が2年連続トップでした。
本書は、職場のいじめ、パワハラを受けたとき、当事者や相談を受けた職場仲間、経営者、家族たちが、どのように対応していけばいいのかが、すぐに役立つように、マンガを使って、Q&Aでわかりやすく書いた本。

合同出版 http://www.godo-shuppan.co.jp/products/detail.php?product_id=455
サイズ:148mm × 210mm 発行日:2014.11.10 ページ数:144ページ

韓国からの ニュース

■オキシが加湿器殺菌剤に最終賠償案発表、被害者「反発」

オキシレキットベンキーザー（以下、オキシ）は、政府の1・2次調査で加湿器殺菌剤に因る被害の可能性がほぼ確実（1級）、可能性が高い（2級）の被害者に対する賠償案を確定し、8月から賠償申請を受けると31日に明らかにした。これで、成人被害者は精神的苦痛の慰謝料、最大3億5千万ウォン（死亡）と同時に、逸失利益等の賠償を受けられることになる。

また逸失利益を計算するのが容易でない乳児と子供の死亡・重傷の場合の慰謝料5億5千万ウォンなど、賠償金を総額10億ウォンと一括策定した。軽傷や症状が好転した子供は、成人と同じ治療費・逸失利益・慰謝料などを別に算定する。また、家族の2人以上が被害者の家庭には、追加で5000万ウォンを支給する。

アタ・シャフダー・オキシ代表は「今回の賠償案が、少しでも慰安となるようお願い、被害者と家族、国民の皆さんに大きな被害と苦痛を与え、再度心より謝罪をいたします」と話した。

◆被害者「オキシの賠償案、金で被害者の口を塞ごうとする策略」と反発

被害者と市民団体はオキシの最終賠償案発表に対して「金で被害者の口を塞ごうとする策略に過ぎない」と反発している。環境保健市民センター、「加湿器殺菌剤被害者と家族会」、「加湿器殺菌剤惨事全国ネットワーク」など、被害者関連団体は31日に共同声明を出し、「今回の賠償案は3、4級の判定を受けた被害者に一言の言及もなく、中途半端だ」「3、4級の被害者も賠償対象に含ませなければならない」と

指摘、また「オキシは国会の国政調査委員会が現場訪問した際、検察が起訴した内容を全面的に否認し、一貫して不誠実だった」「依然として誤りを認めていない」と批判した。2016年8月1日 民衆の声 パク・ソヨン記者

■ハンソルケミカルの白血病労働者、労災申請中に死亡

ハンソルケミカルの全州（チョンジュ）工場で働き、白血病に罹って闘病していたLさん（32）が、3日の明け方、終に息をひきとった。

民主労総全北本部は「ハンソルケミカルは故人の白血病発病の責任を認め、遺族と社会に心から謝罪し、勤労福祉公団は故人の労災を早く認定せよ」と要求した。全北本部によれば、故人は2012年1月にハンソルケミカルに正規職で入社した後、電極保護剤と洗浄剤の生産部署で働いた。光に当たると固まる製品の特性のため、密閉空間で作業をした。3年経った10月、故人は身体に斑点ができ、風邪の症状が治らないので大きな病院に移った。同年10月31日、故人は急性リンパ性白血病の診断を受けた。

この報せを受けた半導体労働者健康と人権守り（パノリム）とサムソン労働人権守り、韓国労働安全保健研究所、全北本部は、今年4月28日、Lさんの病気を業務上災害と認定せよと勤労福祉公団に労災を申請した。

故人には3才なった娘と誕生日前の息子がいる。全北本部は声明を出し、「公団は労災手続きを早く進めて被害者の苦痛を減らす責務があるのに、現場の疫学調査さえも実施していない」とし、「故人の死が産業災害によるという確答を受け取るまで闘う」とした。2016年8月4日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

■勤労福祉公団、過去の有害物質へのばく露量を推定して白血病を労災認定

化学工場で15年以上、皮革製品の染色をし

て白血病に罹った労働者Lさん(35)が、勤労福祉公団から産業災害を認められた。公団は、Lさんが2001年から、3.02ppm以上のホルムアルデヒドにばく露したと推定して、労災と認定した。

Lさんは防腐剤を混合容器に注入する過程でホルムアルデヒドにばく露したが、2001年から2014年までは工程に関して作業環境測定がされておらず、白血病の業務関連性を立証する資料がなかった。産業安全保健研究院は、公団清州支社の要請によって昨年7月に作業場を訪問して疫学調査を行った。公団はホルムアルデヒドが28%ほど入っている防腐剤20リットルを混合容器に注ぐ作業中に、ホルムアルデヒドに年間最小3.02ppmから最大4.55ppmばく露したと推定し、「ホルムアルデヒドは勤労者の白血病と十分な関連があると知られている」として、「作業回数が少なくとも、一度の作業時の瞬間ばく露量が高ければ(白血病と)業務関連性がある」と判定した。

事件を担当したキム・ミンホ労務士は「以前に作業環境測定をしておらずばく露量を客観的に確認することが不可能な場合でも、科学的な推定技法によって過去の累積ばく露量を推定することができる。」「今回の事例を契機に、この間サムソン電子で働いた労働者の白血病事件などで、過去の化学物質ばく露量を確認することが不可能だという理由で労災を不認定にした公団の消極的態度が、改善されるように願う」と話した。2016年8月9日 毎日労働ニュース ク・テウ記者

■民主労総「産安法施行規則改正案は労災隠蔽事業主への免罪符」

民主労総が産業災害発生申告制度を緩和する産業安全保健法施行規則改正案の廃棄を求めて、政府の世宗庁舎前で座り込みに入った。

労働部は4月に産安法施行規則改正案を立法

予告した。核心は第4条(産業災害発生報告)の改正だ。事業主が報告しなければならない労災を「休業4日以上」に緩和した。現行法は「休業3日以上」の労災は1ヶ月以内の報告義務があり、違反には直ちに過怠金が賦課される。また改正案は労災報告期限を超過しても、労働部が労災発生を認知して是正指示した後、15日以内に報告すれば処罰をしないと但し書を付けた。労働者が会社の労災隠蔽の事実を告発しても、労働部から通知を受けた事業主が15日以内に報告すれば免罪符を受けることになる。

チェ・ミョンソン民主労総・労働安全保健局長は「改正案は労災申請の過程で、事業主が労災発生の事実を明らかに知っていて労災の報告をしなかったのに、再時は正の機会を与える」と指摘した。2016年8月17日 毎日労働ニュース ペ・ヘジョン記者

■第二の九宜駅事故を防ぐには、正規職化の原則・適正人材の補充を急げ

九宜(クウィ)駅事故を根本的に防止しようとすれば、安全業務の正規職化原則と適正人材の補充が必ずなされるべきだという勧告が出た。また、ソウルメトロなど、官僚的組織文化を改善する装置として、労使民政の安全委員会を設置しなければならないと意見も示した。

地下鉄の非正規職死亡災害解決と安全社会のための市民対策委員会真相調査団は25日、ソウル市庁大会議室で「真相調査結果市民報告会」を開催した。真相調査団は6月22日から2ヶ



朴元淳ソウル市長(ソウル市提供)

月間、△雇用人員改善、△安全システム改善、△施設技術改善、の小委員会を構成して現場調査とインタビュー・アンケート調査方式で真相調査を行ってきた。

◆発注から竣工まで総体的な不良施工

この日真相調査団は、九宜駅事故の原因として、不良施工、経営効率化、官僚的組織文化、安全業務外注化、人員不足、施設老朽化を主要にあげた。広告看板設置のために固定門を設置するなど民間資本の事業優先配置で、事実上公共性を放棄し、数千億ウォンの予算の事業を最低価格で拙速推進する一方、技術標準のない事業承認で無責任な行政を行ったということ。また、オ・セフン前ソウル市長が、無理に1年工期を短縮し、試運転の省略といった深刻な不正もあった。更にイ・ミョンバク政府が公共部門の歳出予算10%縮減を推進し、費用削減のために人員削減と外注化が行われたことによって安全業務が非核心業務とされ、結局、障害の多発と労災死亡まで起こしたという主張だ。

◆原因糾明中心の組織文化に改善しなければ

真相調査団は雇用人材改善対策として、安全業務職の正規職化原則と適正人員の補充を提示した。クオン団長は「『人材確保対策は必ず解決されなければならない』として、「ソウルメトロとソウル都市鉄道公社の統合問題は再検討が必要」とした。

安全システム改善対策としては、組織文化の改善と組織改編を勧告した。クオン団長は「原因糾明を中心にする組織文化に改善しなければならない」とした。官僚的組織文化を監視するために、労・使・市民・ソウル市が参加する「労使民政安全委員会」の構成も提案した。この他に施設技術改善対策として、固定門を撤去し、国際的な技術標準を準備するように勧告した。

◆事故総合対策・両公社の革新対策を発表

ソウルメトロが安全業務職を新設して、雇用継承でなく選別的な新規採用方式で採用したこ

とに対する問題提起もされた。真相調査団は「新規採用の過程で脱落した労働者の脱落理由を公開し、合理的な理由でない場合は具体的な方策を準備せよ」と勧告した。他にも市民の質問・応答の過程で、△市民の安全対策の補強、△固定門を直ちに撤去、△真相調査団の勧告の履行計画、△老朽設備の交換などの意見が出た。

パク・ウォンスン市長は「一時的・官僚的な対策では終わらない」。「先月28日に発表された九宜駅事故真相究明委員会の真相調査結果と、今回の市民対策委の真相調査結果がどのように受け容れられ改善されたのか、今後報告する」と明らかにした。更に「両公社の革新対策も別に発表する」と付け加えた。

この日の市民報告会では、安全な地下鉄を念願する市民1万9018人の署名が市長に渡された。2016年8月26日 毎日労働ニュース ヨン・ユンジョン記者

■「サムソン半導体労働者の白血病—勤務と因果関係なし」

大法院三部は30日、サムソン半導体の前職員Kさん(47)と白血病で死亡したFさん(2005年死亡)の配偶者Jさん(39)たち3人が、勤労福祉公団に提起した遺族手当と葬祭料不支給処分取り消し請求訴訟の上告審で、公団に軍配をあげた原審を確定した。

Kさんなど5人は、2007～2008年に勤労福祉公団に遺族給付などを申請した。しかし公団は不承認とし、原告らは労災と認定すべきだと主張して訴訟を起こしたが、一、二審の裁判所は器興事業場の3ラインで働いた2人に対してだけ業務上災害を認めた。大法院は「ばく露した有害物質が該当疾病を誘発したり、その進行を促進したと見られず、その他の有害物質にばく露したとする証拠が足りないとした原審の判断、誤りはない」とした。2016年8月31日 ヨン・ジョンホン記者 (翻訳:中村 猛)

前線から

勝村さんアスベスト国賠訴訟 第一回弁論で意見陳述

奈良

8月23日、勝村正信さんのアスベスト健康被害に対する第1回弁論が奈良地方裁判所で開かれた。奈良地裁は、勝村さんが2010年、仲間とともにニチアスを相手に損害賠償訴訟の口火を切った最初の戦場でもある。

提訴日の5月20日には、対ニチアス訴訟のときと同じように、マスコミのカメラの前を通過して裁判所に入廷し、記者会見も行った（本誌2016年6月号参照）。その日から3か月後のこの日は、勝村さんがご自身のアスベストばく露状況について意見陳述を行うことになったが、8月の末とはいえ猛暑の続くなか、外出は勝村さんにとってずいぶんと負担となった。この日は車椅子を使わなかったものの、最近は何が視えにくくなっているという。

そんな勝村さんに無理を言って出廷してきていただき、意見陳述については奥様が代読された。勝村さんの意見陳述には、入退院を繰り返

して出廷すら危ぶまれる病状について触れることから始まり、アスベスト製品の仕上げ作業で製品を切断する作業を担当していたこと、工場内は常にアスベストが飛散していて、弁当を食べることすらできなかったなどの経験について述べられていた。

しかし、勝村さんが最も述べたかったことは、ニチアスの不誠実な対応にたいへん悔しい思いをされたことだろう。先に述べたように、2010年から闘い続けたニチアスに対する損害賠償訴訟においては、裁判所はニチアスの責任を認めなかった。勝村さんが毎晩苦しくて眠ることすらできないことは、お話を聞いた者であれば誰もが知っていることである。その話をするときですら、勝村さんは息を切らし、一言一言振り絞って訴える。今回は代読であったが、勝村さんの「ニチアスがちゃんとしなさいといけない」という気持ちは国賠訴訟の中でも意見陳述を通じて

裁判所に届けられたのである。

弁論の開始

提訴から第1回弁論までの3か月、被告である国はニチアスに対し、ニチアスが勝村さんに何か補償を行っているか裁判所を通じて問い合わせた。ニチアスはこれに対してなかなか回答をせず、期日の前日になってようやく何もしていないことを明らかにした。

「主張がなければ次回期日は和解ということで」、という裁判所に対して、被告国は弁論の開催を求めた。原告の主張に反論するつもりなのか、あるいは何か新しい主張が出てくるから弁論を求めていると判断した裁判所から、どのような主張をする予定かと尋ねられても、今のところ特に決まっていないような雰囲気である。今までのアスベスト健康被害国賠訴訟であれば、被災者がどのような状況でアスベストにばく露したのか明らかにするよう国から求められることがあったが、そのような様子もない。「とにかく、弁論で」というのが被告の主張であり、裁判所も無下に却下することもなく次回期日は弁論が開かれることに

なった。

しかし、どのような主張が飛び出してくるのか分からない。勝村さんは良性石綿胸水で労災が認められているものの、アスベスト健康被害国家賠償事件においては、今までこの疾病の患者さんがいな

かった。労災として認められている疾病であっても、この裁判上前例のない疾病に国は何か新たな主張を加えてくるのではないだろうか。

次回の期日は11月。それまでまったく気の抜けない日々が続くだろう。

エターニト経営者への 再裁判は可能と判断 跡地に EterNOT 公園オープン

イタリア

イタリア憲法裁判所が、2016年7月21日、エターニトの経営者だったステファン・シュミットハイニーに対して、再度刑事裁判をすることが可能と判断したとのニュースがあった。

昨年6月のクボタショックから10年となる尼崎アスベスト集会に、海外から参加したゲストに、イタリアのカザーレ・モンフェラートアスベスト被害者家族協会(AfeVA)のメンバー3人が

いた。「史上最大のアスベスト訴訟」と呼ばれる多国籍企業エターニトに対する3000人規模のアスベスト被害の裁判を戦ってきた人たちだ。この訴訟は、2013年6月の高裁判決でエターニトのスイス人経営者シュミットハイニーに18年の懲役と損害賠償が言い渡されたが、2014年11月の最高裁判決で請求権が時効になっているとして無罪とした。この判決は多くの人の怒りを呼び、イタリア首相は

法律改正をすると約束していた。その後、トリノの検察官が別の被害者についてシュミットハイニーを「殺人罪」で告訴し、同じ罪で再度裁判が可能かが争われていた。

今回の判断を受けて、エターニト経営者にカザーレ・モンフェラートでの被害をはじめ、たくさんのアスベスト被害の責任を問える可能性が出てきた。

またイタリアでは、同じ7月、元労働者14名のアスベストによる死亡について殺人罪に問われたピエモンテ州の多国籍企業オリベッティ社元幹部15名に対して、最高5年2か月の禁固刑が言い渡された。遺族には、計500万ユーロ超の賠償を行う。

このようなアスベスト被害者救済の流れの中、カザーレ・モンフェラートでは、エターニトのアスベスト工場跡地に「EterNOT」と名付けられた公園が開園し、9月10日に開園式典が行われた。公園には、AfeVAからもモニュメントが寄贈された。爽やかな風を受けて凧をあげている少女の像だ。また日本のBanjanも参加するA-Ban(Banアスベストアジアネットワーク)や各国の反アスベスト団体からも花束が贈られ、式典会場に飾られた。



8月の新聞記事から

8/3 東千葉メディカルセンター（千葉県東金市）で異動を命じられ、終日草取りをさせられたのは不当として、職員の40代女性が同センターを運営する東金九十九里地域医療センターに、出勤停止の懲戒処分の取り消しや総額約220万円の損害賠償を求め労働審判を千葉地裁に申し立てた。

東京都渋谷区の建設コンサルティング会社で、下水道関連の公共事業に携わっていた神奈川県の男性(42)が2015年7月業務中にくも膜下出血で死亡したのは長時間労働が原因として、渋谷労働基準監督署が労災認定した。男性は自治体などの発注を受け、下水道の設計や書類作成業務に従事、亡くなる直前6カ月で平均月94時間の残業があった。

8/5 山形県酒田地区広域行政組合消防本部に所属していた男性消防士(20)が自殺したのはパワハラが原因として遺族が労災申請した。男性はチームで出場する予定だった消防救助技術を競う大会直前の2014年6月に自殺した。

8/8 公益財団法人仙台市救急医療事業団事務局の男性幹部2人からパワハラを受けたとして、同事業団で勤務する仙台市の40代の女性看護師2人が、男性幹部2人に計約680万円の損害賠償を求める訴えを仙台地裁に起こした。2人は非常勤嘱託職員で今年3月、契約更新時に勤務時間を少なくした雇用契約書を示され、昨年同様とするよう申し出ると、男性幹部2人から解雇をほめかされ、反省や謝罪を強要され、「不眠症や精神安定剤の処方を受ける状態になった」と主張。

8/11 中国湖北省当陽市の発電所の施設で、高圧蒸気管が爆発する事故が発生、少なくとも21人が死亡、5人がけがをしようち3人が重傷を負った。建設中の施設で調整運転を行っていた際に蒸気管が破裂した。

8/17 新潟市民病院に勤務していた女性研修医(37)が今年1月に自殺したのは、長時間労働が原因だととして、遺族が新潟労働基準監督署に労災申請した。女性は昨年4月から研修医として勤務、同年秋ごろから眠れないなどの不調を訴え今年1月に自殺した。通勤記録やカルテの閲覧歴で、女性は毎月、月100時間以上の残業を繰り返し、最長は251時間だった。

8/18 安倍政権の「働き方改革」の柱の一つ「同一労働同一賃金」の実現に向け、政府は非正規労働者の賃金を正社員の8割程度に引き上げる方向で検討作業に入る。9月に予定する「働き方改革実現会議」発足に向け、「実現推進室(仮称)」を8月中に

も内閣官房に設置し、来年3月までに行動計画を取りまとめ、関連法案を国会に提出する段取り。

8/19 東京電力福島第1原発事故の収束作業に従事し白血病を発症した50代の男性作業員について、福島労働基準監督署は労災と認定した。男性は東電協力企業社員として平成23年4月から27年1月、福島第1原発構内で機械修理作業を行い、被曝量は3年9カ月で計54.4mSv。27年1月に白血病と診断。

8/22 北海道新聞社函館支社の嘱託看護師だったM子さん(40)が昨年2月、男性社員2人から忘年会の席で受けたセクハラによって自殺に追い込まれたとして、遺族が同社と社員2人に約8600万円の損害賠償を求める訴訟を函館地裁に起こした。北海道新聞社函館支社営業部の社員2人は2014年12月8日夜、カラオケ店や居酒屋で、「愛人になれ」など言いながら足をなでまわしたりしたとされる。会社はM子さんが求めた処分や人事異動は行わず、対応に失望したM子さんは昨年2月21日早朝、自宅に火を付けて一酸化炭素中毒で死亡した。

オーストラリア連邦警察が警官を対象に行った調査結果を公表、約半数の女性警官が職場でのセクハラ被害を訴え、男女警官の6割以上がいじめの体験を報告した。

今年4月に新たに着任した名古屋市立中学校の新任教諭の「残業時間」が、月平均で100時間に迫ることが愛知県教職員労働組合協議会(愛教労)の調査でわかった。主な要因には、部活動の対応などがあるという。

8/26 厚生労働省は、「勤務間インターバル」制度を導入した中小企業に、助成金を支給する方針を明らかにした。休息時間を確保することで労働の質を高め、生産性を高める狙い。2017年度予算の概算要求に約4億円を計上した。

8/31 過重労働が原因でうつ病になったのに解雇されたとして、東芝社員の重光由美さんが同社に約1億円の損害賠償を求めた訴訟の差し戻し後の控訴審判決が、東京高裁であった。裁判長は差し戻し前の高裁判決が認めた賠償額を増額し、東芝に約6千万円の支払いを命じた。埼玉県深谷市の工場で働いていた重光さんは2001年にうつ病を発症して休職し04年に解雇された。解雇無効については、差し戻し前の11年の高裁判決で確定。最高裁は14年にこの高裁判決を破棄し、改めて賠償額を判断するよう審理を差し戻していた。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259